# 弥富市最低制限価格取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、弥富市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び委託業務について、締結しようとする契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第２項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設定して落札者を決定する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象範囲）

第２条　最低制限価格を設定する工事及び委託業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　工　　事　予定価格 130 万円を超える一般競争入札又は指名競争入札。ただし、低入札価格調査制度を適用するものは除く。

(2)　委託業務　一般競争入札に付するもののうち、当該委託業務の適正な履行を確保するため必要と認められるもの。

(3)　前２号の規定にかかわらず、市長が特に必要がないと認める場合は、適用しない。

（最低制限価格）

第３条　工事における最低制限価格は、次の各号に掲げる工事種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　別表に示す一般土木の積算体系によって積算された工事　予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

ア　直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に 10 分の９を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額に 10 分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(2)　土木工事のうち特別なもの及びその他の工事　契約ごとに 10 分の 9.2 から

10分の7.5までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額

２　委託業務における最低制限価格は、契約ごとに10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

（入札の執行）

第４条　財政課長は、入札公告又は指名通知書に当該入札において最低制限価格を設定する旨を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

（落札者の決定）

第５条　財政課長は、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって入札をした者を落札者と決定する。

附　則

この要領は、平成19年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年10月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

工事費の基本構成

（一般土木）

- 工事価格
  - 工事原価
    - 直接工事費
    - 間接工事費
      - 共通仮設費
      - 現場管理費
  - 一般管理費